

令和 7 年 12 月 23 日 開会

令 和 7 年 第 3 回

枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合 議 会

定 例 議 會 案 書

枚 方 寝 屋 川 消 防 組 合

目 次

報告第 2 号	専決事項の報告について	・・・ 1 頁
	専決第 1 号 和解について	・・・ 2 頁
認定第 1 号	令和 6 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	・・・ 4 頁
議案第 17 号	令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）	・・・ 5 頁
議案第 18 号	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	・・・ 12 頁

報告第2号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

1 専決事項 和解について 1件

専決第1号

和解について

次のとおり和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和7年10月9日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

記

1 和解の相手方 枚方市在住者

2 事案の内容 令和7年8月3日（日）9時52分に覚知、中高層建物火災に出動した枚方東消防署楠葉出張所配備の梯子車が現場引揚げ途上に相手方の運転する普通乗用車と接触し、自車の右側収納庫シャッター及び後部座席ステップ付近と相手方車両の左側フロントフェンダー及び左側ミラーが損傷したものの。

3 和解の内容

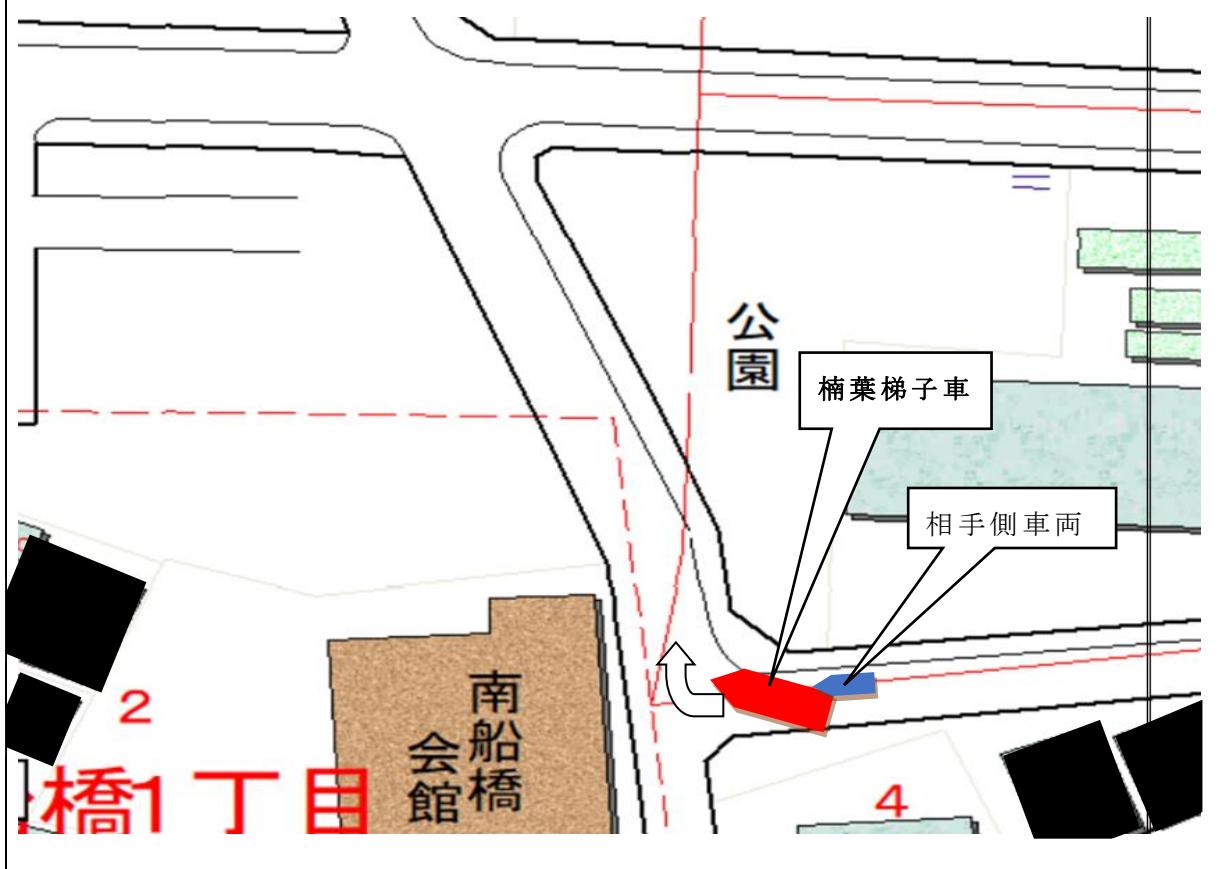
- (1) 枚方寝屋川消防組合及び相手方は、各自それぞれ損害額を負担する。（自損自弁）
- (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

専決第1号 参考資料

附近見取図



事故概要図



認定第1号

令和6年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和6年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

議案第 17 号

令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）

令和 7 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）は、次に定めると
ころによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
受付業務委託	令和7年度から令和8年度まで	46,030
庁舎清掃委託	令和7年度から令和8年度まで	24,585
産業廃棄物等処理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	9,831
IP電話保守委託	令和7年度から令和8年度まで	1,254
建築物環境衛生管理委託	令和7年度から令和8年度まで	418
ホームページ保守委託	令和7年度から令和8年度まで	173
救急資機材等保守委託	令和7年度から令和8年度まで	4,561
感染防止衣賃借	令和7年度から令和11年度まで	17,932
消防救急デジタル無線保守委託	令和7年度から令和8年度まで	27,390
119番多言語対応委託	令和7年度から令和8年度まで	132
位置情報通知システム使用料	令和7年度から令和8年度まで	942
防災気象情報使用料	令和7年度から令和8年度まで	3,960
消防情報システムサーバ等機器賃借	令和7年度から令和8年度まで	7,755
映像通報システム使用料	令和7年度から令和8年度まで	330

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
受 付 業 務 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	46,030	—
	補 正 後	46,030	—
庁 舎 清 掃 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	24,585	—
	補 正 後	24,585	—
産 業 廃 棄 物 等 处 理 業 務 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	9,831	—
	補 正 後	9,831	—
I P 電 話 保 守 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	1,254	—
	補 正 後	1,254	—
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	418	—
	補 正 後	418	—
ホ ー ム ペ ー ジ 保 守 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	173	—
	補 正 後	173	—
救 急 資 機 材 等 保 守 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	4,561	—
	補 正 後	4,561	—
感 染 防 止 衣 貸 借 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	17,932	—
	補 正 後	17,932	—
消防救急デジタル無線保守委託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	27,390	—
	補 正 後	27,390	—
119 番 多 言 語 対 応 委 託 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	132	—
	補 正 後	132	—
位置情報通知システム使用料 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	942	—
	補 正 後	942	—

の に つ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般 財源	
期間	金額	特定財源		その他		
		国府 支出金	地方債			
—	—	—	—	—	—	
	46,030	—	—	—	46,030	
R8	46,030	—	—	—	46,030	
—	—	—	—	—	—	
	24,585	—	—	—	24,585	
R8	24,585	—	—	—	24,585	
—	—	—	—	—	—	
	9,831	—	—	—	9,831	
R8	9,831	—	—	—	9,831	
—	—	—	—	—	—	
	1,254	—	—	—	1,254	
R8	1,254	—	—	—	1,254	
—	—	—	—	—	—	
	418	—	—	—	418	
R8	418	—	—	—	418	
—	—	—	—	—	—	
	173	—	—	—	173	
R8	173	—	—	—	173	
—	—	—	—	—	—	
	4,561	—	—	—	4,561	
R8	4,561	—	—	—	4,561	
—	—	—	—	—	—	
	17,932	—	—	—	17,932	
R8～R11	17,932	—	—	—	17,932	
—	—	—	—	—	—	
	27,390	—	—	—	27,390	
R8	27,390	—	—	—	27,390	
—	—	—	—	—	—	
	132	—	—	—	132	
R8	132	—	—	—	132	
—	—	—	—	—	—	
	942	—	—	—	942	
R8	942	—	—	—	942	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
防 災 気 象 情 報 使 用 料 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	3,960	—
	補 正 後	3,960	—
消防情報システムサーバ等機器賃 借 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	7,755	—
	補 正 後	7,755	—
映 像 通 報 シ ス テ ム 使 用 料 (令和7年度設定分)	補 正 前	—	—
	補 正 額	330	—
	補 正 後	330	—

の に つ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期間	金額	特定財源			一般 財源
		国府 支出金	地方債	その他	
—	—	—	—	—	—
	3,960	—	—	—	3,960
R8	3,960	—	—	—	3,960
—	—	—	—	—	—
	7,755	—	—	—	7,755
R8	7,755	—	—	—	7,755
—	—	—	—	—	—
	330	—	—	—	330
R8	330	—	—	—	330

議案第18号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることを目的として枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正するもの。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合火災予防条例(昭和 37 年枚方寝屋川消防組合条例第 44 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 29 条の 2 ~ 第 29 条の 7)」の次に「第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8 ・ 第 29 条の 9)」を加える。

第 29 条中「警報」の次に「(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 枚方寝屋川消防組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、枚方市及び寝屋川市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 枚方寝屋川消防組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 枚方寝屋川消防組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」の次に「第 1 項」を加える。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

		(主要な改正部分の新旧対照表)	
	新(改正後)	旧(現行)	
目次		目次	
第1章～第3章の2 [略]	第1章～第3章の2 [略] 〔新設〕	第1章～第3章の2 [略]	
第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)	第4章～第7章 [略]	第4章～第7章 [略]	
第4章～第7章 [略]		附則	
附則	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	第29条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報 _____が発せられた場合における火の使用について は、次の各号に定めるところによらなければならない。	
第29条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]	
(1)～(6) [略]	[削除]	(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を開じて行なうこと。	
[削除]		[新設]	
第3章の3 林野火災の予防			
(林野火災に関する注意報)			
第29条の8 枚方寝屋川消防組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要するとの認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。	〔新設〕		
2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、枚方市及び寝屋川市の区域内に在る者は、第29条各号に定			

新（改正後）	旧（現行）
<p>ある火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 枝方裏屋川消防組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用的制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</p> <p>（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的制限）</p> <p>第29条の9 枝方裏屋川消防組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用的制限の対象となる区域を指定することができる。</p>	<p>（屋外催しに係る防火管理）</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合には、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させることも、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p>
	2 [略]

新（改正後）	旧（現行）
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができます。</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>〔新設〕</p>